

## 施設等利用給付認定の種類

認定の種類は「1号認定、2号認定、3号認定」と区分され、それぞれの認定の区分内容は下表のとおりです。  
なお、各認定を複数同時に取得することはできません。

### 【認定の種類】

認定区分	区分内容
1号認定	満3歳から小学就学前までの子どもであって、子ども・子育て支援新制度未移行幼稚園等を利用し、利用料のみの無償化を申請するもの ※ 保育の必要性があり、預かり保育の無償化も申請する場合は1号認定ではなく、下記の2号認定または3号認定となります。
2号認定	3歳クラスから5歳クラスまでの子どもであって、保育の必要性があり、預かり保育や認可外保育施設等の利用料の無償化を申請するもの。
3号認定	0歳クラスから2歳クラスまで子どもであって、保育の必要性があり、かつ、市町村民税非課税世帯で、預かり保育や認可外保育施設等の利用料の無償化を申請するもの。